

会

議

午前10時 0分開議

議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第 81号

静岡県後期高齢者医療広域連合の設置について、議第 83号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について、議第 84号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第 85号 下田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第 86号 下田市消防団員等公務災害補償条例及び下田市消防団員賞じゅつ金等条例の一部を改正する条例の制定について、議第 87号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第 88号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第 89号 平成18年度下田市介護保険 特別会計補正予算（第3号）、議第 90号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、以上9件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の常任委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、厚生文教常任委員長、伊藤英雄君の報告を求めます。

3番。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） おはようございます。

議長の指名により厚生文教常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1．議案の名称。

1) 議第 81号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置について

2) 議第 84号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

3) 議第 85号 下田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について

4) 議第 87号 平成 18年度下田市一般会計補正予算 (第 4号) (本委員会付託事項)

5) 議第 88号 平成 18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3号)

6) 議第 89号 平成 18年度下田市介護保険特別会計補正予算 (第 3号)

2. 審査の経過。

12月 11日、第 2 委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、高 橋教育長、河井健康増進課長、糸賀福祉事務所長、鈴木環境対策課長、金崎学校教育課長、土屋生涯学習課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第 81号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第 84号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第 85号 下田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第 87号 平成 18年度下田市一般会計補正予算 (第 4号) (本委員会付託事項)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第 88号 平成 18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3号)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第 89号 平成 18年度下田市介護保険特別会計補正予算 (第 3号)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長（森 温繁君） ただいまの厚生文教常任委員長の報告に対し質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 後期老人医療についての広域連合の設立ということで規約が提案されたわけですが、この問題点につきましては、私は、本会議で 概要を質問させていただいたわけであり、委員会付託となったわけですが、そのときにも申し上げましたが、広域連合というものについて、広域連合とそして一部事務組合との違い、あるいは広域連合における費用の負担、こういったものにつきまして、規約上明確になっていない部分があるのではないのかというふうに考えているものでございます。

そこで今回、恐らく委員会といたしましても、広域連合の何たるか、あるいは広域連合における事務の運営、その経費の負担等につきまして検討されたものと思うものでございます。そこで、この点についてお伺いしますが、恐らく広域連合の執行機関並びに議会、その他の機関の諸経費というものについての負担は、だれがどういう形で負担されるのか規約上明定がないものですから、その点についてどうなっているのか第1点お伺いするものでございます。

第2点目は、と申し上げますのは、恐らく都道府県を単位とする広域連合でございますからかなりの事務所経費を伴うものでございますから、それらがどういう形で支弁されるのかということは極めて大事な問題であると思うわけでございます。

次に、この広域連合に後期老人医療が収れんされると、それに伴うですね、とりわけ老人の福祉、あるいは高齢者の健康の維持増進、こういったものについての事務というものは依然として市町村にあるわけでございます。この点につきましては、そういう健康を守っていくという、こういう施策の後退ということが広域連合になることによって進むというふうなことが考えられるわけですが、広域連合におけるところのいわゆる医療ということだけではなくて、高齢者の健康というふうなものについての施策というものが検討されることが可能であるかどうか、2点目にお伺いします。

次に、介護保険の補正予算につきましても、概要、委員長ご承知のように本会議におきまして私が質問させていただきました。質問の要旨は、私たちが介護保険の引き上げに関しまして、3カ年の引き上げの前提になっている介護の給付費の見込みが余りにも過大に見積も

り過ぎているのではないのかと。要するに過去3カ年の実績等から見て、現実にそぐわない見積もりをして、その上に立って65歳以上の1号被保険者に対する保険料を算定していると。その結果、3,200円という前期よりも2割以上の引き上げになるという、こういう結果を招いたわけです。私たちはそれに対しまして、それなりの現状の分析からしまして、むしろ介護保険料は適正な保有している基金等を充当すれば2,800円ないし2,900円できるといふ、こういう対案を対置してこの問題に臨んだわけでございます。

しかし、これは多数を得られることなくあれされたわけでございますが、今後の介護保険の所用額、3カ年の所用額について、当初の見積もりとどの程度の差異が生じているのかどうなのか。わずか半年だとか、1年だとかということでございますが、既に第1期において2億円以上の差が出てくる。本会議における当局の説明では、この傾向は来年度以降もそう大きく変わらないと。だとするならば、3カ年で6億円余のこの見積もり違いが出てくる。まさしく介護保険料の不当なあるいは過大な、高齢者に対する負担をかけている。介護保険の所用額に対する割合からして過大な、不当な保険料をかけていると。この下田市の実態が浮き彫りになっていると思うんです。

私は、それに対して、直ちに現状に即した特別な介護保険料を見直すことが必要であると、こういうふうに主張したものでございますが、委員会といたしましてどのように検討されたかをお伺いするものでございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） はい。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 小林議員の指摘された事項につきましては、委員会においても質疑がなされました。議員のおっしゃるとおり費用の負担、あるいは事務所経費等については、この規約上は明らかになっておりません。今後、広域連合が結成された後、各市・町より選ばれました市長、市会議員、町会議員等による議会において決定をされてくるものだというふうに理解をしております。それを待ちたいということで、委員会としてはやむを得ないものとして認めました。

なお、後期高齢者に係る健康の維持、増進については、引き続いて各市・町で行うことになり、当市においても引き続いて健康増進課が取り組むということで了解をしております。

介護保険の補正予算についても減額補正が出たということは、委員会で質疑がありました。3年間の期間の中で保険料を決定し、3年後に見直すという方針に対して、これだけの減額

が出たので、来年度からでも見直すべきではないかというような意見もありましたが、委員会においては、まだ半年のことであるので3年間の様子を見て、その時点において保険料の見直しを行えばよいのではないかという結論に達しました。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 委員長、ご存じのとおり、下田市は広域連合以外に賀茂1市5カ町村、あるいは下田南伊豆、あるいは東伊豆町、河津町、下田市、1市3町、これにおける一部事務組合を構成しております。一部事務組合、あるいは広域連合の構成に当たっての規約というものは、それぞれの議会の議決に基づいて規約が定められるものでございます。したがって、規約が選出された議会において変更されたり、あるいは新たに創設されるということは、広域連合にも一部事務組合も当てはまらないわけでありまして。規約というのは、それぞれの構成する団体の議会が決定する。これはもう既に、これまでも何回も経験していることであると思われまして。

そこで委員長、その後、議会で決定するというところでございますが、大事な費用の負担、その分担の率、単純に言えば人口割でいくのか、あるいはそれとも単純に市町村割でいくのか、そういうふうなことは広域連合の議会が決定することではなくて、規約によって決定されるべき内容であるわけです。

したがって、私は、いわゆる委員長のおっしゃるように執行機関の総務費というんですが経費、そして議会にかかわる経費、あるいはその他の監査委員、あるいは選挙管理委員会がつくられるかどうかわかりませんが、そういったものの経費の分担は、構成する分担がどういう仕組みで分担し合うのか、こういったものは仮に分担するとなれば規約で明定していかなければならないと思います。

ただ、そういったものについては、事務費は全額国や県が出すということであれば、これはお話は別であるけれども、基本的には広域連合の構成する団体がそれを負担するというのが原則だろうと思っておりますから、その点はちょっと違うのではないのかと。広域連合、あるいは一部事務組合との規約というものの性格からいって議会にゆだねるということはできないんじゃないかと思いますが、その点についていかがでしょうか。

もう一つは、介護保険でございますが、仮にこれからも2年、3年間、2億円、3億円、6億円と、全体6億円、全体の10%以上もの、あるいは相当の額の見込み違いが生じたということになれば、それをそのまま放置しておくということは、今市税等含めて高齢者に対する負担が増大している中で、不当な費用負担を高齢者に3年もかけ続けるということになっ

て、やはり極めてゆゆしき事態だと思うんです。私は直ちにあれだと思いますが、そういう点では、委員会としては一応負担増になったとしても3年たって見直すという、こういうお考えでしょうか。

議長（森 温繁君） はい、答弁。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 広域連合に対する共通経費については、第1条において、広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。1、関係市・町の負担金。2、事業収入。3、国及び県の支出金。4、その他。なお、別表第2において共通経費は、高齢者人口割50%、人口割40%、均等割10%。医療給付に要する経費は、高齢者医療確保法第98条に定める市・町の一般会計において負担すべき額、保険料その他の納付金、高齢者医療確保法第105条に定める市・町が納付すべき額、市・町が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額ということで決められております。

〔発言する者あり〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） そうですか。なお、介護保険につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、3年間の全体の動きを見て判断するのが適切であろうという委員会の結論に達しました。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 確かにそのとおりでございますが、そこで下田市は諸経費をどのくらい負担することになるのでしょうか。

議長（森 温繁君） どうぞ。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 下田市が具体的に幾らの負担になるかということについては、この全体像については、まだはっきりしておりませんので、明解にはなっていないというふうに理解をしております。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

15番。

15番（土屋誠司君） 小・中学校及び幼稚園設置条例の一部改正について伺いますけれども、本会議でも聞きましたけれども、この11月30日だと思いますけれども、いわゆる市内の耐震力の、どこが耐震が悪いとかそういうのが公表されましたね。その中において、稲生沢幼稚園の園舎は耐震ランクが3で耐震性が劣る建物で倒壊する危険があり、大きな被害を受

けると想定されるということになっていきますけれども、このようなそういう公表されてからそこを使用して1年延ばすというのに対する質疑とか、内容の検討はどのようにされたのかということ、もし耐震が劣って危ないというところでやった場合の事故責任というか、その辺はどのようなことであったかを伺います。

議長（森 温繁君） はい、どうぞ。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 施設の安全については、委員会においても議論がなされました。耐震性はないのでありますが、この耐震性の予算については、稲生沢幼稚園に限らず各学校施設とも共通した問題であります。これが一どきにすべてを耐震性を直すということも、また非現実的な議論であり、実際にかかる費用等を勘案をしながら、今後計画的に当局が学校施設等の耐震化を進めるものと期待しております。

議長（森 温繁君） はい、15番。

15番（土屋誠司君） いや、そういうことは大体わかるんですけども、それでは、当初9月には耐震が劣って危ないから廃園すると言ったんですよ。それをここへ来て延ばす理由がないということ、その耐震性が劣るからでね。じゃその辺はどうだかということを知りたいんです。

議長（森 温繁君） はい、どうぞ。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 委員会は、耐震性がないから廃園にするという理解をしておりません。19年3月の廃園については、父母者との話し合い、昨年、園長が3年間預かると父母に対して約束をした等を勘案して、適切であろうという判断を下したものです。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） いや、保護者云々じゃなくてね、当初、だから9月のときには教育委員会は耐震性が劣るから、危ないから廃園するというあれでしたよね。そういうことと、ですから危ないんであったら、自分が前から言っている小学校の校舎を利用するという、そういうことについては話はなかったですか。

議長（森 温繁君） はい、どうぞ。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 委員会では、同じように稲生沢小学校の施設を利用したらどうかという質疑がなされました。委員会における答弁では、今の3歳・4歳児が残り、

5歳児は卒園という形の中で、2クラスを使っていた施設を1クラスを使うということで、そして一番問題になったリズム室においては、雨の日は使用しなくてもやっていけるという答弁を得て、委員会ではそれですとしました。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって、厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。どうもご苦労さまでした。

次に、建設経済委員長、鈴木 敬君の報告を求めます。

5番。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 建設経済常任委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

1) 議第87号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第4号）（本委員会付託事項）

2) 議第90号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

2. 審査の経過。

12月11日、第3委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より土屋産業振興課長、藤井観光交流課長、宮本建設課長、長友下水道課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第87号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第4号）（本委員会付託事項）

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第90号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。



議長（森 温繁君） ただいまの建設経済常任委員長の報告に対して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって、建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務常任委員長、土屋勝利君の報告を求めます。

9 番。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長（土屋勝利君） 総務常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1．議案の名称。

1) 議第 83号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について

2) 議第 86号 下田市消防団員等公務災害補償条例及び下田市消防団員賞じゅつ金等条例の一部を改正する条例の制定について

3) 議第 87号 平成 18年度下田市一般会計補正予算（第 4 号）（本委員会付託事項）

2．審査の経過。

12月 11日、12日の 2 日間、第 1 委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より渡辺助役、土屋企画財政課長、出野総務課長、村嶋税務課長、山崎市民課長、関議会事務局長、鈴木環境対策課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由。

1) 議第 83号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について  
決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第 86号 下田市消防団員等公務災害補償条例及び下田市消防団員賞じゅつ金等条例の一部を改正する条例の制定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第 87号 平成 18年度下田市一般会計補正予算（第 4 号）（本委員会付託事項）

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

別紙。

議第 83号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についての補足説明。

平成 18年 12月 11日、総務常任委員会において下記のとおり当局 に対して申し入れを行い、当局より実行する旨の答弁を得た。

下田市のリサイクルシステム及び一般廃棄物等の廃棄物処理について、市当局において調査チーム（仮称）を設置して、

- 一 残・の処理の問題について
- 二 有償処理料金の問題について
- 三 瓶あるいは粗大ごみの持ち帰りの取り扱いの問題について
- 四 リサイクルごみの取り扱いについて
- 五 許認可における協議事項等の問題について
- 六 その他諸問題の解明について

以上の諸事項を調査し、改善すべき点は改めて、適切な廃棄物処理が行われるよう行政 執行をしていただきたい。

以上です。

議長（森 温繁君） ただいまの総務常任委員長の報告に対し質疑を許します。

13番。

13番（大黒孝行君） 少しお聞かせをいただきたいと思います。

どちらかという、私どもの委員会にかかわるような部分を一生懸命議論していただきまして、大変委員長様ご苦労さまでございました。

そこで、明らかにならない点といいますか、私がちょっと納得できない部分と、ちょっと聞きたい部分というものをお聞かせください。

まず1点目は、ここで示される調査を明らかにとございます。その調査の構成、どういう構成メンバーで調査をなさっていくのか、また2点目は、その期日でございます。いつごろまでにその調査を終えられ、ご報告がなされるのか、そして、また3点目にこの1から6までにお示しになりました問題の現時点での委員会での実情はどうとらえておられるのか、またどうお話し合いがなされたのかお聞かせください。お願いをいたします。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長（土屋勝利君） 答えさせていただきます。

構成人員は、今私どもの委員会におきましては、話し合いの中で出てこなかったのが事実でございます。最終的には、当局側の方から出していただく以外にはないだろうというちょっと意見はありましたけれども、実際には構成人員の方は、なかったと思います。

そして、いつごろまでというようなことでございますが、私ども委員会におきましては、今年度中にはできれば何とかしたいというちょっと意見はありましたけれども、実際には決定はされておりません。

ちょっと3点目は何ですか。

〔発言する者あり〕

総務常任委員長（土屋勝利君） はい。実は慎重審議この問題につきまして、総務委員会は1日、約3時半ごろまでこの問題について検討をされまして、そして当局からの答弁を求めたわけですが、その中で、特にこのリサイクルの方が当局側の答弁があいまいであったというような形であって、大変不明瞭な点が多くあり、それを委員会におきまして今後どうしてもこれを改めていただかなければならないという立場の中で、一応この点を絞り出したということでございます。そのような形でこの6点を絞り出して、今後調査をしていただくようお願いをしたということでございます。

議長（森 温繁君） 13番。

13番（大黒孝行君） すみません。聞き方が悪かったと思います、大変すみません。お断りいたします。

まず、構成に関しては、話し合いが出てこなかったと、そういうことでいいですね。期日に関しては、これもまた決定がないと。それで、最後の方の大事なところでございますが、今回の常勤職員の処分を決定した原因を明らかにするのが、ここでいった1から6までですよ。その処分の決定に至る原因になったもとというものの、一応今の時点でわかる範囲がわからなければ、決定に至った、それがぼくはねどうも納得いかないもんでお聞きをしているんですが.....

〔「期限がなくては委員会やれない」と呼ぶ者あり〕

13番（大黒孝行君） だからさ、期限ももちろんです。これが来年6月では我々もういなかもしれないから、責任を次に先送りしたという大変私としても残念が残るような結果になると思いますんで、ある程度の期限というものは必要だったように思います。

〔「委員長答弁だから」と呼ぶ者あり〕

13番（大黒孝行君） 今、わかる範囲内で今のことをひとつ。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） 答えられますか。

はい、暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前11時10分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

委員長の答弁を求めます。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長（土屋勝利君） 大変貴重な時間を長時間にわたり休憩させたことおわび申し上げます。

それでは、大黒議員の質問に答弁をいたしたいと思います。

1、下田市の廃棄物処理に関する諸問題を拝命し、改善するための委員会は、執行当局内部調査委員会、あるいはチームをつくり、次回議会までにその結果を議会に報告するというものであります。

2、第83号に関する今回の市長、助役、減給に至った背景は、平成13年度9月に施行された家電リサイクル法に伴い、特例として市内の一般廃棄物処理収集業者に家電4品目の収集処分を許可することから始まった。この審査に当たって、市当局より多数の関係資料の提出を求め、慎重に審査を行った。許可を受けた処理業者は、膨大な量の家電製品を収集処理し、とりわけ平成13年度よりテレビにおいて処理基準を満たさない処理を行い、また平成16年度に改正された冷蔵庫及び冷凍庫の処理基準を満たさず、平成18年度までの不法な処理を行っていたものである。このことについて、県及び環境省からの指摘によって平成18年度中において、この違法処分は中止されたものである。

テレビにおいては13年度当初から、冷凍冷蔵庫については平成16年度において環境省より処理基準が示され、本市にも通達がなされたにもかかわらず、業者に対する市の指導は行われなかった。また、冷凍冷蔵庫においては、断熱フロン、テレビにおいては有害ブラウン管、あるいは前面ガラスがいずれも市に持ち込まれ、焼却、あるいは埋め立て等の不平等な処理が行われたものである。

以上、事実に基づいて市長及び助役の監督責任が問われたものである。なお、本委員会に指摘した粗大ごみの中間処理委託容器リサイクル等の運搬委託においても不明確な点が多くあったため、具体的に指摘し、改善を求めたものであります。

以上です。

議長（森 温繁君） 13番。

13番（大黒孝行君） 大変丁寧にお聞かせをいただきました。総務委員会の得手とする分野でもないし、ほかの委員会にかかわることなので大変苦勞されて、委員長のご苦勞には感謝を申し上げます。

が、しかし、ただいま申されたことの話がいろいろ今問題になっておる部分でございます、まさに市民の前に我々議員が共有の認識として、やはりその原因が何であるかと早期に究明するそういうことはもちろんでございますが、現時点での状況はどうであるかということ、また我々議員もともに認識をしていく必要があろうかと思えます。

今お話しされました件で時系列に考えまして表がございましたら、我々にもひとつ資料提供をしていただきたいと思えます。ご配慮お願いをいたします。

〔発言する者あり〕

13番（大黒孝行君） はい、ありがとうございます。

それでは、もう1回確認ですが、公正な当局、期日は次回議会まで。それで、この間の1から6までは13年度からの家電リサイクル法に基づく処置、方法が少しよろしくなかったと。その結果、その瑕疵に関して監督責任をあわせこういう処分がなされたと。そういう中でまあ熱心に議論していったらこういういろんな問題が出てきましたから、これは改めて調査をしっかりとしますと、こういうことでよろしいですか。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

13番（大黒孝行君） はい、終わります。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 厚生文教委員の一人として、総務委員長及び総務委員会の皆さんに感謝申し上げたいと思うところでございます。本来であれば総務委員会でこの議論をしていかなければならないと、みずから大変反省をしているところでございます。しかし、持っております問題が大変大きな内容でございますので、二、三確認をさせていただきたいと思うわけでございます。

この市長及び助役の減俸にかかわりますこの条例は、指導・監督責任であると、こういうことですが、今委員長の説明にありましたように、指導・監督責任だけではなくて、自ら市が燃やしてはいけない不法なウレタンを燃やしたと、処分してはいけないテレビのガラスを市が処分をしたと。自ら不法行為を犯していたところに業者を指導する責任だけではなくて、市としての自らの責任があると、そのように委員長は答弁されたと理解をするわけですが、そういうことでよろしいか確認を第1点したいと思うわけですが。

したがって、13年9月許可したことから始まったというお話ですが、この経過を見ますと平成17年12月2日付で18年1月5日付で市に国からの指導のアンケートというんでしょうか、それが届いたと。そして、1カ月後の1月31日に報告を送ったと、こういうことが明記されているわけですが。2月28日にはテレビのリサイクル率が低いと、断熱材フロンの回収方法がおかしいのではないかと、こういう指摘が2月時点では、既にあるということが明らかになっていると思います。そして、4月6日には具体的にブラウン管の再生ルートの確保、断熱材フロンの回収方法の適正化を指導せよと、こういう指示が国からあったということが当局の資料で明らかになっております。

そして、許可業者には7月2日から1月8日までこの3カ月間、7月27日、7月31日、8月24日、何回も指導をしているわけですが。決して指導していないわけではないと。こういう経緯で業者は9月23日、冷蔵庫については処分の取りやめをしたと、テレビについては、その後10月23日、1カ月後の23日だと、こういう経緯になっているわけです。

こういうことから考えればですね、当然業者は不法であったことを認め、どのように改善をするのかと、そして環境を汚染した部分についてはどのように社会的責任をとるのかと、自らの改善計画を当然市に出していると思うわけですが。どのような改善計画が出されているのか、また改善計画を市が求めたのか、2点目としてお尋ねをしたいと思うわけですが。

そして、3点目としまして、結果として大変こんな不幸な違反なことができたわけで、環境汚染大変な事態になっていると思うわけですが、国や県からのこの資料を見ますと指導もなされておりますが、この議会には、どのような汚染がなされたのか、それを改善するにはどういうことをしていったらいいのかということが何ら明らかにされていないと思うわけですが。その点についてどのような議論をされたのか、あるいは当局はどのような見解であったのか、この3点についてお尋ねをしたいと思います。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長（土屋勝利君） 最初の質問でございますが、我々としましては、このようなことで6点の要望を出して、今後十分に改善をし、また、そしてこのようなことのないように当局の方をお願いをして、今後の執行をしてい ただきたいということで、この指示を出したわけでございます。

それと今業者の処分ですか、13年度以降の業者に対しての指導ということでここに出されておりますように、業者指導の環境庁、また県なりの指導がなされたのが本年度の7月 18日頃にそういう通達が来たということで、急遽市当局も対応をして、その期間に時間が余りなかったということで、ただ許可問題を急遽取り消し、指導はしてきましたけれども、実際にはその指導が完全にできるわけではなかったというようなことで、許可取り消しを早急に、今後そういう不法の処理をしないような体制だけはとったというような形になっていると思います。

〔発言する者あり〕

総務常任委員長（土屋勝利君） いや、まだ実際には、当局側からそのような改善計画を我々もその時点ではまだいただいておりませんので、審議はされていなかったと思います。

以上です。

議長（森 温繁君） はい、1番。

1番（沢登英信君） もう1点だけ質問させていただきます。

この別紙の中に触れてくださっていますので、大変評価したいと思うわけでございますが、一般質問で明らかにしました業者の1キログラム 3円の処分費ですね。これらについては公共料金的な意味合いを持つので市の条例を超えてはいかんと、燃えるごみについては3円だと。それが3円徴収していると、こういうのを下田市及びこの圏域に新聞折り込み等をされていると思うわけですが、委員会としてこの点については条例に触れるという判断をされたのか、今後の調査にまつというぐあいにされたのかお尋ねをしたいと思います。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長（土屋勝利君） 今、焼却の単価につきましても、当局側に十分こちらから答弁をさせていただきましたが、実際には単価的なものもその 廃却もずるずると流れてきて、その時点ではっきりとしていなかったものでそのままの状態できたと、扱ったというような報告はありまして、そのようなことだったもので、当然この6項目の中で、今後の廃棄物に対してこういうことじゃまずいからしっかりとそういう持ち込みのもの、焼却するもの

単価を設定していただくように当局側に要望を出したという形でございます。

単価の問題についていろいろ検討はされませんでしたんで、そういう形でございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって、総務常任委員長に対する質疑を終わります。

はい、ご苦労さま。

以上で委員長報告と質疑を終わりました。

これより各議案について、討論、採決を行います。

まず議第 81号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 静岡県の後期高齢者医療の広域連合の規約案について反対の討論をさせていただきます。

後期高齢者 75歳以上の方々から、さらに医療費を徴収するというのも大きな問題があるうかと思いますが、何よりもこの規約が第 5 条におきましても広域連合の作成する広域計画をつくるということにはなっておりますが、その広域計画がどのようなものであるかも明らかにされていないと。小林議員が指摘しました共通経費等についても案分のみであって、どのような形態になるのか明らかになっていないわけでございます。

しかし、県単位の組織であるにもかかわらず、20人の代表だと。この異議があったときに、この広域連合の議会や執行部にどのような異議の申し立てをする ことができるのか、そういう項目も一切入っていないと。また、国の法律とはいいながら県を単位にするのであれば、やはり広域連合ではなくて県が直接行っていくと、こういうことも一つの方向としてあるうかと思うわけでございます。国が決めたからということだけではなくて、後期高齢者の医療制度を、またこの運営が民主的にスムーズにどう進められていくかと、こういうような観点からいいまして、まだまだこの規約は検討すべき箇所が数多くあると、こういうぐあいに判断をいたしますので、反対をするものでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。



8番。

〔8番 増田 清君登壇〕

8番（増田 清君） それでは、今回の議案は今年6月の国会で決定し、平成18年度末までに設立され、平成20年4月よりの事業開始となるものであります。現行の老人医療制度にかわり75歳以上の高齢者の方々から低所得者への軽減などを考慮し、一定の保険料を徴収して運営されるものであります。広域連合の設置に関し、自治法第291条で関係地方団体の議会の決議を経なければならないというものであります。

義務的な議案であります。広域連合の設置はやむを得ないものとして賛成をいたします。  
議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第81号 静岡県後期高齢者医療広域連合の設置については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第83号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第83号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定については委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 84号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 幼稚園の設置条例の一部を改正する条例につきましては、20年 4 月 1 日ということでございます。そういうことからいえば、まだまだお母さん方の要望をきっちりとりと酌み取るべき時間があると思うわけです。先に廃止だけを決めておいて、この下田市におきます幼稚園教育のあり方をどうしていくのかと、この議論を十分に結果的にしないということになるわけでございます。

稲生沢幼稚園の廃止は、小学校やあるいは中学校区よりも遠いところに小さな子供たちを、下田幼稚園ないしは稲梓幼稚園に通いなさいと、こういうことになるわけでございます。しかもこの間のお母さん方のスクールバスをお願いしたいと、これらの要望についても明確な答弁がされていないと。しかも市当局は、幼稚園・保育園が 13施設もあると、これを廃止する方向のみだと。どのような形で下田市の保育を、幼児教育を実現させていくかと、よりよいものにしていくか、このような方向づけがきっちりされていない中で廃止のみを先走るこの議案につきましては、反対せざるを得ないと思うわけでございます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

2 番。

〔2 番 土屋 忍君登壇〕

2 番（土屋 忍君） 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についての賛成意見を述べさせていただきます。

教育委員会は稲生沢幼稚園を平成 19年 4 月より廃園し、下田幼稚園と統合するとの考えで父兄と話し合いを進めてきました。私も当初父兄からの相談もあり、何人かの人と話し合いをいたしました。それぞれの立場でいろいろな意見も伺いました。余りにも早急過ぎるとのことなどで、父兄の理解を得られないということも私も意見を伺いました。

当局は廃園の施行を 1 年遅らせ、平成 20年 4 月からとの条例案を今議会に提出をいたしました。数項目の父兄の要望もおおむね受け入れ、その他の要望事項も前向きに対応することから、本意ではないとしても父兄の方々はおおむね理解を示しております。施行を 1 年

延ばすのであれば、今議会で改正せず、1年じっくり検討すべきとの意見もありますが、また来年12月にこのような形で再度審議をするより、今回進むべき方向がはっきりしていれば、父兄の皆さんの迷いもないのではとのことから、この条例案に賛成をいたします。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第84号 下田市立小・中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第85号 下田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第85号 下田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第86号 下田市消防団員等公務災害補償条例及び下田市消防団員賞じゅつ金等条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 86号 下田市消防団員等公務災害補償条例及び下田市消防団員賞じゅつ金等条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 87号 平成 18年度下田市一般会計補正予算（第 4 号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 87号 平成 18年度下田市一般会計補正予算（第 4 号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 88号 平成 18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 88号 平成 18年度下田市国民健康 保険事業特別会計補正予算（第 3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 89号 平成 18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔 1 番 沢登英信君登壇 〕

1 番（沢登英信君） 介護保険計画がご案内のように、3カ年を単位としてなされているということでございますが、この半年間の施行で約 2 億円近く、1 億 9,000万円を超える減額の補正をすると、こういう内容になっているわけでございます。国や県、あるいは市の負担分は軽減をしても、1号保険者の保険料 2,600円を 3,200円にしましたこの保険料は減額がされない。お年寄りにのみこの負担を求めていくという予算になっているわけでございます。

介護保険の予算がどのようなサービスをお年寄りに提供をするのかと、こういうことでございますから、負担金を軽減をしないのであれば減額の予算などこの半年間で出しようがないと、出してはいけない予算であると思っております。

例えば 78ページの地域予防サービス、あるいは介護予防サービス、1 億 1,800万円からのものを 7,600万円も削って半分以下に、3分の 1 以下にそのサービスを低下をさせていく。2,928万円のこの介護予防サービスについては 828万円でもいいんだと、サービスをしないと言っているわけでございます。そのサービスの提供の組織がないということかもしれませんけれども、あと半年間一生懸命頑張って市民にサービスをすべきであります。この 65歳以上 1号保険者の保険料を見直さないと言うのであれば、この減額の予算はつじつまが合わないわけでございます。サービスを切り捨てると言っているわけでありますから。

ですから、この経過の中で、居宅サービスは確かに 1 億 1,600万円増やしたいと、施設サービスは 2 億円から削りたいと。中の調整があるにしても、帳じりとしては居宅サービス、施設サービス合わせてプライマイゼロの予算であるべきであります。一方的にサービスを切り捨て、1号保険者のみにその負担をかぶせていく。しかも半年間で 2 億円近くの減額をしているわけでございますから、そしてこのような傾向は今後続いていくであろうと執行者は答弁しているわけでございます。

4 億円、あるいは 6 億円からの多くの支出されない第 1 号保険者への負担の重い費用が課せられると、こういうことが明らかにこの時点でなっているわけでございますから、このよ

うな予算を是とするわけにはいかない。反対をいたすものでございます。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

8番。

〔8番 増田 清君登壇〕

8番（増田 清君） 今回の補正は、平成 18年度の計画について半年間の実績により見直しをするものであります。給付費の若干の下方修正であります。昨年の法改正に伴い介護計画について、例えば施設利用者の待機者は引き続き多いものの、被保険者の動向を把握することは非常に難しいのが実態であります。

保険料につきましては、介護法第 129条にて、3年間を通じて財政の均等を保つことが定められておりますので、やむを得ないものとして賛成をいたします。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第 89号 平成 18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 90号 平成 18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 90号 平成 18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

発議第 14号及び発議第 15号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第 14号 森林・林業・木材関連産業政策及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書 の提出について、発議第 15号 障害者自立支援制度の充実を求める意見書の提出について、以上 2 件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

16番。

〔 16番 嶋津安則君登壇 〕

16番（嶋津安則君） 発議第 14号 森林・林業・木材関連産業政策及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書の提出について。

地方自治法第 99条の規定により、森林・林業・木材関連産業政策及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣に提出するものとする。

平成 18年 12月 13日提出。

提出者、下田市議会議員、嶋津安則。賛成者、敬称を略させていただきます。下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司。

提案理由。森林の整備・保全及び地球規模での環境保全を推進するためでございます。

森林・林業・木材関連産業政策及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書を朗読いたします。

今日の森林・林業や木材 関連産業は、国産材の価格低迷が長期に続いた中で、林業の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の林業に対する意欲を失わせ、適切な森林の育成・整備が停滞し、森林の持つ多面的機能が低下している実情にあります。

また、自然環境や生活環境に対する国民の期待と要請は年々増加していますが地球温暖化防止における二酸化炭素吸収源（京都議定書では、我が国の温室効果ガス削減目標 6%の内、3.9%を森林による吸収量で確保することとしており、削減目標の達成には適切な森林整備が不可欠なものとなっている。）としての役割はもとより、近年、自然災害が多発する中、

安全・安心の確保を図る森林の役割についても果たすことができなくなることが強く危ぶまれています。

こうした中、平成 18年 9月 8日、森林・林業基本計画が閣議決定され、森林整備や地域材利用計画の推進、林業労働力の確保等の対策を進めていくこととされました。

したがって、森林・林業基本計画の確実な実行や、地球温暖化防止森林吸収源 10力年対策の着実な推進、そして、多面的機能維持を図るための森林整備等を推進するためには、下記施策の実行と、これに要する平成 19年度予算の確保が不可欠でありますので、特段のご尽力を賜りますよう切に要望いたします。

記。

1．森林・林業基本計画に基づく森林の整備・保全、地域材利用対策の推進と、木材の生産・加工・流通体制の整備、林業労働力の確保に向け、諸施策の確立と平成 19年度予算の確保等必要な措置を講じること。

2．地球温暖化問題を初めとする地球規模での環境保全への対策や、持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進を図ること。

以上、地方自治法第 99条の規定により意見書を提出する。

平成 18年 12月 13日。静岡県下田市議会。

発議第 15号 障害者自立支援制度の充実を求める意見書の提出について。

地方自治法第 99条の規定により、障害者自立支援制度の充実を求める意見書を別紙により内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣に提出するものとする。

平成 18年 12月 13日提出。

提出者、下田市議会議員、嶋津安則。賛成者、敬称を略させていただきます。下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司。

提案理由、障害者自立支援制度の充実を求めるためでございます。

障害者自立支援制度の充実を求める意見書を朗読いたします。

障害者が地域で自立し、安心して暮らすことができる社会を実現することを目的とする障害者自立支援法が本年 4月から一部施行、10月から全面的に施行された。

しかし、この法律の施行後の経過とその実態をみると原則 1割の利用者負担を理由に所得の低い者が通所施設サービスの利用を控える結果となっている。

また施設関係者にとっても、施設報酬の算定が月払い方式から日払い化に変更されたこと



により、全国的には、特に通所施設の経営が急激に悪化し、今後の運営に対する不安が高まっている。

さらにグループホームや地域活動支援センターに移行できる無認可の小規模作業所においては、報酬額等が十分でないことから同様に不安が高まっており「入所施設から地域へ」の流れが妨げられているのではないかと心配される。

よって政府におかれては、この法律の狙いとする障害者のサービスの充実、推進の観点から、下記事項に係る制度の見直しについて特段の措置が講じられるよう強く要望する。

記。

- 1．通所施設の利用者負担の軽減措置をより一層図ること。
- 2．入所施設を利用する 20歳未満の者の負担軽減措置を一層図ること。
- 3．報酬日払い化の影響が大きい通所施設に対する激変緩和措置をとること。
- 4．精神障害者社会復帰施設の新体系移行後の運営支援を強化すること。
- 5．整備が求められているグループホーム、ケアホームについて地域の実情とかけ離れた報酬基準額を是正すること。
- 6．障害程度区分の認定において知的障害者と精神障害者に関して、必要な支援より低く評価される傾向があるので、障害の特性を適切に反映できるよう改善すること。
- 7．地域福祉の実施水準を低下させないよう地方交付税措置、国庫補助金 等、国の財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第 99条の規定により意見書を提出するものでございます。

平成 18年 12月 13日。静岡県下田市議会。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 発議第 14号及び発議第 15号について提出者の説明が終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第 14号 森林・林業・木材関連産業政策及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第 15号 障害者自立支援制度の充実を求める意見書についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

発議第 14号及び発議第 15号に対する質疑は終わりました。提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、発議第 14号 森林・林業・木材関連産業政策及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第 14号 森林・林業・木材関連産業政策及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第 15号 障害者自立支援制度の充実を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第 15号 障害者自立支援制度の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決すること決定いたしました。

議長（森 温繁君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これをもって平成 18年 12月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前 1 1 時 5 5 分閉会